

議員発案第4号

新聞の軽減税率に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月27日

提出者	加茂市議会議員	広野豊作
賛成者	同	浅野一明
	同	保坂裕一
	同	樋口博務
	同	安武秀敏
	同	樋口浩二
	同	佐野正三良

平成25年10月 2日議決

加茂市議会議長 安田憲喜

新聞の軽減税率に関する意見書

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りをもち、個別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいます。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はありません。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念します。

そうなれば国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものになるでしょう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不を招きます。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性があります。

政府は「消費税アップに例外は作りたくない」と考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして民主主義という観点での先進国では、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用しています。

政府には「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」の実現を強く要望いたします。

記

1. 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。
2. 新聞へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年10月 2日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

内閣総理大臣
財 務 大 臣 様

議員発案第5号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への
私学助成の増額・拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月27日

提出者 加茂市議会議員 広野豊作

賛成者 同 浅野一明

同 同 保坂裕一

同 同 樋口博務

同 同 安武秀敏

同 同 樋口浩二

同 同 佐野正三良

平成25年10月 2日議決

加茂市議会議長 安田憲喜

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への
私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っています。平成22年度から公立高校の無償化とともに私学への就学支援金を実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れています。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められています。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回しました。これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界にむけて宣言したことに他なりません。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められています。

よって国におかれては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望いたします。

記

1. 私立高校等就学支援金制度を拡充すること。
2. 私立高校経常費助成を増額拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年10月 2日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

内閣総理大臣
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

様

議員発案第6号

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への
私学助成の増額・拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月27日

提出者	加茂市議会議員	広野豊作
賛成者	同	浅野一明
	同	保坂裕一
	同	樋口博務
	同	安武秀敏
	同	樋口浩二
	同	佐野正三良

平成25年10月 2日議決

加茂市議会議長 安田憲喜

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への
私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神・独自の教育理念に基づいて教育をすすめる公教育機関として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきました。

平成22年度から公立の無償化とともに私学への就学支援金制度が実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れています。

しかしながら、私立高校では国・県の学費軽減措置後も初年度納付金で約17万円～40万円の負担が残されており、学費軽減制度のさらなる拡充が求められています。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難をかかえてきました。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしています。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められます。

よって県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
2. 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年10月 2日

加茂市議会議長 安 田 憲 喜

新 潟 県 知 事 様

議員発案第7号

消費税増税の中止を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月27日

提出者	加茂市議会議員	浅野 一 明
賛成者	同	保坂 裕 一
	同	広野 豊 作
	同	樋口 博 務
	同	安武 秀 敏
	同	樋口 浩 二
	同	佐野 正三良

平成25年10月 2日議決

加茂市議会議長 安田 憲 喜

消費税増税の中止を求める意見書

消費税率を2014年4月に8%、2015年10月には10%にまで引き上げる「消費税増税法」が2012年8月に成立しました。

国民・中小業者は、「収入が減少する中で、家計のどこを切り詰めればよいのか」「これ以上の消費税増税では、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と不安や怒りの声を全国で上げています。参院選後の世論調査でも、「増税先送り」35%、「現行維持」40.5%と7割を超える国民が来春の増税中止を求めています。また、安倍首相は今秋に最終判断すると言明していますが、政策指南役の内閣官房参与からも「(増税実施の)判断は慎重にすべき」との声が上がっています。多くの国民・中小業者が反対する消費税増税の実施は直ちに中止すべきです。

長引く不況下で消費税を増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめとする地域経済は大きな打撃を受け、ますます困難と疲弊を深めます。とりわけ、「アベノミクス」による原材料の値上げなどで経営危機に追い込まれている中小業者は、価格に消費税分を転嫁できずに、倒産・廃業が増えることは必至です。また、消費税の増税は働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。低所得者ほど負担が重く弱い者イジメの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源は、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切りかえ、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることで拠出すべきと考えます。

以上の趣旨により、下記の事項について国に要望いたします。

記

1. 消費税増税を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年10月 2日

加茂市議会議長 安田 憲 喜

内閣総理大臣 様

議員発案第8号

地方税財源の充実確保を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月27日

提出者	加茂市議会議員	浅野 一 明
賛成者	同	保坂 裕 一
	同	広野 豊 作
	同	樋口 博 務
	同	安武 秀 敏
	同	樋口 浩 二
	同	佐野 正三良

平成25年10月 2日議決

加茂市議会議長 安田 憲 喜

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方財源の充実確保が不可欠です。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望いたします。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
2. 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
 - (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
 - (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年10月 2日

加茂市議会議長 安田 憲喜

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 様
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）